

適用 20

介護保険第 2 号被保険者が施設へ入・退所したとき 又は日本在留期間が 3 ヶ月以下の外国籍者であったとき

『介護保険適用除外（施設入所者・在留 3 ヶ月以下の外国籍者）該 当
届』
不該当

介護保険第 2 号被保険者に適用となる方（40 歳以上 65 歳未満の被保険者及び被扶養者）であっても、下記①②に該当する場合は適用除外となります。

①身体障害者療護施設等に入所している場合

「添付書類」施設等に入所していることを証明する書類

②日本国内での在留期間が 3 ヶ月以下の外国籍者の場合

「添付書類」在留期間を証明する書類及び雇用契約期間を証明できる雇用契約書

【手続き】

- ・各被保険者から提出された『介護保険適用除外該当・不該当届』の内容を確認後、事業主記入欄に記名のうえ、添付書類と共に健保組合に提出して下さい。
- ・提出期限 — 該当・不該当になった日が属する月の月末迄にご提出下さい。

〔作成上の注意事項〕

被保険者・被扶養者を問わず介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）に適用となる方で上記①②に該当する場合は、必ずご提出下さい。

また、不該当になった場合は、改めて介護保険第 2 号被保険者に適用となりますので、この場合も不該当届を必ずご提出下さい。